

# 忘れられた章：1948年戦争中のイスラエル管理キャンプにおけるパレスチナ人の拘禁と強制労働

1948年のアラブ・イスラエル戦争は、パレスチナ人にとっては「ナクバ（大災厄）」と呼ばれる中東史の転換点であり、70万人以上のパレスチナ人が追放され、イスラエル国家が建国された。村落追放と軍事作戦の混乱の中で、あまり知られていない側面が浮かび上がる。それは、数千人のパレスチナ民間人がイスラエル運営の拘禁キャンプに収容されたことである。本稿は、機密解除された国際赤十字委員会（ICRC）の報告書と歴史的分析に基づき、誰が拘禁されたか、彼らが耐えた過酷な条件、課せられた強制労働の本質、そしてこれらの行為が当時の国際人道法にどのように違反したかを探る。イスラエル側の叙述はしばしばこれらのキャンプを「潜在的戦闘員を収容するための戦時必要措置」と位置づける一方、パレスチナ側の証言は組織的虐待と搾取を強調し、紛争の人道的代償を浮き彫りにしている。

## 誰が収容されたか：戦火に巻き込まれた民間人

これらのキャンプに収容されたのは、主に戦闘員ではなく民間人のパレスチナ人であり、イスラエルが領土確保とユダヤ人人口多数派形成のために行った軍事作戦の過程で捕らえられた。推定では、1948年から遅くとも1955年まで、少なくとも22か所（公式の捕虜・労働キャンプ5か所＋非公式キャンプ最大17か所）で5,000～9,000人が拘禁された。公式キャンプ（ハイファ近郊のアトリット、ヤッファ北東のイジリル、廃村サラファンド・アル・アマル近郊のサラファンド、テルアビブ近郊のテル・リトウィンスキー、ネタニヤ近郊のウム・ハリドなど）が大半を収容し、収容能力は数百人から約3,000人に及んだ。非公式キャンプは警察署、学校、村の家屋などを即席で使用し、国連分区案でアラブ国家に割り当てられた地域にも多く存在した。

人口統計的には、15～55歳の健康な男性が大半を占め、「戦闘年齢」とされ、民間人でありながら潜在的脅威として扱われた。しかし記録を見ると対象はもっと広範で、55歳以上の高齢者（少なくとも90人確認）、10～12歳の少年（15歳未満が77人）、結核患者などの病人、まれに女性や子供も含まれていた。公式キャンプでは82～85%がパレスチナ民間人で、正規アラブ軍兵士や正真正銘の捕虜を大きく上回っていた。捕縛は大規模追放の際に頻発した。1948年7月の「ダニ作戦」では、リッド（ロッド）とラムラから6～7万人が追放され、成人男性の約4分の1が拘禁された。10月の「ヒラム作戦」では、ガリラヤ地方のアル・ビナ、デール・アル・アサド、タントウーラなどの村が同様の掃討を受けた。

拉致の手法は組織的かつ残虐だった。あらかじめ用意された容疑者リストに基づき男性を家族から分離し、猛暑の中水も与えられずに強制行進させたり、嚴重警備のトラックで移送したりした。多くの者は証拠も裁判もなく「破壊作業員」とされ、安全保障・人口統制・労働力確保のための恣意的拘禁政策を反映していた。ガリラヤ出身のムーサなどの生存者証言では、銃口を突きつけられて行進させられ、捕縛中に若者が射殺されたと語られている。1936～39年のアラブ反乱参加者など教育を受けた者や政治活動家は特に厳しい監視を受けたが、共産主義者など一部のイデオロギ的の所属は外部からの圧力で比較的良い扱いを受けることもあった。

## 過酷な現実：キャンプ内の状況

キャンプ生活は欠乏と虐待に満ち、人道基準を大きく下回っていた。住居は旧イギリス委任統治時代の施設を転用したり、鉄条網と監視塔に囲まれたテント、半壊したパレスチナ村の建物を用いた。過密は極端で、湿気て漏水するテントや部屋に20～30人が詰め込まれ、冬は葉っぱ・段ボール・木片で即席の寝床を作っても水が染み込んだ。衛生状態は惨憺たるもので、屋根のない便所、不十分な洗い場、劣悪な衛生環境が結核などの疾病を蔓延させた。食糧は労働者に1日400～700gのパンに、傷んだ果物、質の悪い肉、稀にしか出ない野菜という最低限で、栄養失調が常態化した。水も極端に制限され、強制行進や日常で苦しみを増幅させた。

医療はほぼ存在せず、病人たちは治療を受けられず、高齢者や子供が最も苦しみ、凍死や未治療の傷による死亡もあった。虐待は日常的で、殴打、「逃亡未遂」と称した恣意的銃撃、キブツ住民に見せつける強制全裸身体検査などの屈辱が横行した。1949年1月のICRC代表エミール・モエリ報告書はこう記している。「村から理由もなく連れ去られ、濡れたテントの下で家族から引き離され冬を過ごすことを強いられたこれらの哀れな人々、特に高齢者を見るのは痛ましい。そうした条件に耐えられなかった者は死んだ」。元イギリス軍将校や旧イルグン構成員を含む看守は恐怖政治を敷き、日課は点検・労働・脅迫で成り立っていた。

ICRCはキャンプを訪問し違反を記録したが、影響力は「道義的説得」に限られ、イスラエルは釈放や改善要求をしばしば無視した。報告書は評価が揺れ、初期の食糧・強制労働への批判が1948年後半には衛生面の若干の改善に変わったが、民間人と捕虜の区別混同は続いた。

## 労働を通じた搾取：戦時ニーズの柱

強制労働はキャンプの核心であり、ユダヤ人動員による労働力不足の中、新生イスラエルのインフラを支えるために拘禁者が搾取された。武装監視下で行われる作業は過酷で危険だった。戦場から死体・瓦礫・不発弾を撤去、塹壕掘り・陣地強化、道路建設（ネグブのエイラート公路など）、採石、野菜栽培、兵士宿舎・トイレ掃除、破壊されたパレスチナ家屋から略奪した財産の運搬などである。拒否すれば殴打か即時射殺され、生存者テウフィーク・アフマド・ジュマ・ガニムは「仕事を拒めば撃たれた。逃亡を図ったと言われた」と証言している。

労働条件はキャンプの苦難をさらに悪化させた。極端な天候下での終日労働、最低限の食糧が「報酬」とされた。1948年7月、ICRC代表ジャック・ド・レイニエはこれを「奴隷制」と呼び、16～55歳の民間人が軍事関連作業のために収容されているのは強制禁止に違反すると指摘した。ウム・ハリド出身のマルワン・イカブ・アル＝ヤヒヤは、朝はジャガイモ1個、夜は半乾燥の魚だけで採石作業をし、屈辱が繰り返されたと語る。労働はミツペ・ラモンなどキャンプ外にも及び、直接的に戦争遂行と国家建設に貢献した。

イスラエル人歴史家ベニー・モリスは『パレスチナ難民問題の誕生 再考』でこれに簡単に触れ、リッドやラムラのパレスチナ人がスクリーニングのため拘禁され、農業・家事・軍事支援に使われた後に釈放または追放されたと記すが、混乱の中の臨時治安措置として描き、パレスチナ側資料に比べ組織的搾取を軽視している。

## 国際法違反：明白な侵害

これらの行為は、当時成立しつつあったおよび慣習的な国際人道法、特に1929年ジュネーブ捕虜条約および1907年ハーグ陸戦条約（1948年の基準に影響）に反していた。恣意的拉致と無期限拘禁は（後にジュネーブ第4条約49条で明文化される）強制移送の禁止に違反し、差別なき人道的待遇を求めていた。軍事関連や生命を危険にさらす強制労働は1929年条約31条が禁じる敵の作戦支援・危険作業に該当した。

キャンプの食糧・衛生・医療の劣悪さは、健康維持に十分な食糧（1929年条約11条）や月1回の健康診断（15条）を定めた基準を無視した。ICRCは繰り返し違反だと抗議したが、西方諸国の支援を受けたイスラエルの不服従により介入は効果を欠いた。危険作業への民間人利用などは、今日のローマ規程下では戦争犯罪に該当し、紛争に永続的な法的影を落としている。

## 遺産と省察

1948～1955年のパレスチナ人民間人収容は、大規模追放に隠れて研究が不足しているナクバの一面である。拘禁者の78%（約6,700人）は休戦交渉で「人質」として追放され帰還を禁じられ、残りは段階的に釈放された。この出来事は即時的苦痛だけでなく、世代を超えるトラウマと難民危機の一因ともなった。現在も歴史的責任をめぐる議論が続く中、機密解除されたアーカイブを通じてこれらのキャンプを認識することは、紛争の起源をより完全に理解する助けとなる。こうした違反に正面から向き合うことで、社会は正義と国際規範に基づく和解へと進むことができる。

## 参考文献

1. Abu Sitta, Salman, and Terry Rempel. "The ICRC and the Detention of Palestinian Civilians in Israel's 1948 POW/Labor Camps." *Journal of Palestine Studies* 43, no. 4 (2014): 11-38.  
[https://www.researchgate.net/publication/279227552\\_The\\_ICRC\\_and\\_the\\_Detention\\_of\\_Palestinian\\_Civilians\\_in\\_Israel%27s\\_1948](https://www.researchgate.net/publication/279227552_The_ICRC_and_the_Detention_of_Palestinian_Civilians_in_Israel%27s_1948)
2. Morris, Benny. *The Birth of the Palestinian Refugee Problem Revisited*. Cambridge: Cambridge University Press, 2004.  
<https://www.cambridge.org/core/books/birth-of-the-palestinian-refugee-problem-revisited/8AE72A6813CEA7DDDE8F9386313F0D97>
3. International Committee of the Red Cross (ICRC). 1948年紛争に関する機密解除アーカイブ（パレスチナ人拘禁報告含む）。Abu Sitta 分析経由：<https://www.jstor.org/stable/10.1525/jps.2014.43.4.11>
4. Zochrot. "Remembering the Prisoners of War Camps." Booklet, 2024. [https://www.zochrot.org/publication\\_articles/view/56542/en?\\_Remembering\\_the\\_Prisoners\\_of\\_War\\_Camps](https://www.zochrot.org/publication_articles/view/56542/en?_Remembering_the_Prisoners_of_War_Camps)
5. Geneva Convention Relative to the Treatment of Prisoners of War (1929). <https://ihl-databases.icrc.org/en/ihl-treaties/gc-pow-1929>
6. Geneva Convention (III) Relative to the Treatment of Prisoners of War (1949). <https://ihl-databases.icrc.org/en/ihl-treaties/gciii-1949>
7. ICRCの1948年役割に関する追加資料：“From our archives: protecting prisoners and detainees.”  
<https://www.icrc.org/en/document/150-years-humanitarian-action-protecting-prisoners-and-detainees>
8. Al-Awda. "On Israel's little-known concentration and labor camps in 1948-1955." October 19, 2014. <https://al-awdapalestine.org/2014/10/on-israels-little-known-concentration-and-labor-camps-in-1948-1955/>